

令和7年度版

入園のしおり

幼児・乳児用



豊田市立上郷こども園

〒470-1218 豊田市上郷町郷下 15 番地

TEL 21-1830

FAX 21-6466

も く じ

1 教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2 めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 1～2
3 保育時間	-----	P. 2
4 一日の保育内容	-----	P. 3
5 登降園について	-----	P. 3～7
6 食事とおやつ	-----	P. 8～10
7 行事について	-----	P. 11
8 健康管理	-----	P. 12～16
9 家庭の協力	-----	P. 17～19
10 園舎平面図	-----	P. 19
11 災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 20
12 保育料等	-----	P. 21～26
13 状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 27
14 保育支援アプリの利用	-----	P. 28
15 その他の取組	-----	P. 29～30
16 その他の注意事項	-----	P. 31
17 乳児の保護者の方へ		
17 幼児の保護者の方へ		
こども園等一覧表		

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

園目標 “心豊かでたくましい子”を目指して

【上郷こども園のめざすこども像】

乳児

- 身近なものに興味や関心をもって遊ぶこども
- 機嫌よく遊ぶこども
- 感情や欲求を十分に表せるこども

～保育の中で大切にしたいこと～

- ・温かいかわりや共感を大切にする
- ・こどもの言葉をしっかり聞く姿勢
- ・「やってみたい！」を実現できる遊び環境づくり
- ・心を通わせ合う日々の挨拶

幼児

- 心豊かなこども
 - * 友達の気持ちがわかり仲良くできる子
 - * 自然とふれあい感動できる子
 - * 身近な生き物にふれ命の大切さがわかる子
- 健康で活力のあるこども
 - * 基本的生活習慣が身につくことは自分でする子
 - * 身体を動かし進んで遊びを楽しむ子
 - * 安全に気をつけて行動できる子
- よく考えるこども
 - * いろいろな物事に興味関心をもち、意欲的に取り組む子
 - * 自分で考えたり試したり工夫して表現する子
 - * 話をよく聞き、自分の思いや考えを伝えることができる子

元気が出る合言葉は・・・

WE LOVE かみごう！

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。（上郷こども園は7時30分から18時までの園です）

❖早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- （1）入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- （2）登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- （3）家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育 登 園 ・観察、検温、所持品の整理	7 : 3 0 8 : 3 0	早朝保育 登 園 ・観察、所持品の整理
遊び、生活 お や つ	9 : 0 0	遊び、活動 ・自発的な遊び ・課題のある活動
昼 食	1 1 : 0 0	
昼 寝	1 2 : 0 0	昼 食
	1 3 : 0 0	遊び・自発的な活動 昼寝（3歳児4月～1月頃） （4,5歳児夏季休業保育のみ）
お や つ	1 4 : 0 0	
降 園 延長保育開始 遊び おやつ 延長保育最終降園	1 5 : 0 0 1 6 : 0 0 1 8 : 0 0	降 園 延長保育開始 おやつ・遊び 延長保育最終降園

※ 保育内容は、各園により多少異なります。

※ 土曜日保育を利用するお子さんは、年間を通して昼寝があります。

5 登降園について

職員室側西門は常時閉めてあります。開閉は必ず保護者の方が行ってください。
8:30～9:00、14:45～15:00 の間、職員室側から入る園庭のジャバラ門は職員が側にいられる場合、開けてあります。9:00、15:00以降は**園児の安全のため**、門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。

（1）登園について

- ・ 9時から保育活動に入りますので、遅れないように登園しましょう。
- ・ コドモン受付端末（職員室前または給食室前）にて打刻をしてください。
- ・ 乳児の兄弟児がいる場合は、上のお子さん（幼児）を先に預けてください。
- ・ 健康面のことや連絡事項がありましたら、担当保育者に伝えてください。

※欠席や病院へ行く等、**登園が遅くなる時はAM9：00までに**コドモンまたは電話にて連絡してください。 上郷こども園 Tel 21-1830

★早朝保育について★

- ・コドモン受付端末で打刻後、3歳児は3歳児保育室、4,5歳児は合同でなかよしルーム、乳児はもも組で保育します。保育室まで一緒に来てください。

(2) 降園について

- ・通常保育の方は14:45～降園となります。お子さんを引き取った後、コドモン受付端末で退室時間を打刻してください。
- ・保育中にお子さんを迎えに来る時は、事前に連絡をしていただくか、職員室に立ち寄り一声かけてください。(不審者による侵入未然防止のため)

※迎えに来る人が変わる場合は、保護者もしくは迎えに来る予定だった方から園に連絡してください。迎えの方の名前を確認させていただきます。連絡のない場合は、確認がとれるまでお子さんの引き渡しはできません。

★延長保育について★

- ・延長保育室に直接お越しください。引取時間は、お子さんを担当保育者から引き取った時間です。(例えば、申請時間が17時の場合は、5～10分前には必ず園にお越しください。帰りの支度をし、門を出る時間が17時までです)
- ・仕事が終わったら買い物や寄り道をせず、直接園にお子さんの迎えをお願いします。
- ・仕事が休みの場合、早朝・延長保育の利用はできません。保育時間は15時までです。

(3) コドモンの運用について

- ・毎朝、登園前に検温をして園にコドモンの連絡から送信してください。土、日、祝日、体調不良等で欠席した日もお願いします。日付が変わると送信できません。当日中に忘れずにお願いします。
- ・欠席や遅刻など保護者からの連絡を定期的に確認(承認)しますが、登園時、行事の時などは常時確認できない時があります。早急の場合は電話で連絡してください。連絡の確認は7時30分～9時の間に1回、9時～15時の間は2時間おきに1回、15時～18時の間は1時間に1回程度行います。
- ・基本のお迎え時間と迎えに来る人を登録してあります。基本と変わらない場合は毎日の迎え時間・人の連絡は不要です。変更がある日は必ず連絡してください。また、就労の変更等により基本時間や人を変更したい場合はお知らせください。
- ・園への問い合わせなどをコドモンの連絡から行っても、コドモンでは個別の回答を園から送ることができません。後日、登降園時にお伝えしますので、早急の場合は電話、もしくは登降園時に直接お尋ねください。

(4) 交通安全・送迎について

＜自転車の利用について＞

- ・自転車の駐輪は、西門の手前です。隅の方から順序良く並べて置いてください。
- ・自転車で送迎される方は、専用の補助装置の付いた自転車にお乗りください。
また、こども一人一人にヘルメットを着用するようにしてください。
- ・横断歩道、交差点などは、安全のため自転車から降り、引いて歩きましょう。

＜車での送迎・駐車場の利用について＞

- 基本として、幼児は第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場を、乳児は荷物が多く、お子さんも小さいため、家下川駐車場を御利用ください。

- ・幼児の早朝・延長保育利用時も、家下川駐車場を御利用いただけます。
(乳児の保護者が使うため8：30までに園を出られる方、また送迎時のみになります)
- ・乳児も懇談会等で長時間停める場合は、第1～第3駐車場を御利用ください。
- ・家下川駐車場に停められない場合は、第1～第3駐車場を御利用ください。

★車を利用される場合は、下記のことを必ず守ってください★

- ・チャイルドシートの着用は法律で義務付けられています。こどもの人数分のチャイルドシートを準備し、確実にベルトを装着してください。
- ・車での送迎は、くれぐれも安全運転をお願いします。特に狭い道路では、徐行運転をお願いします。
- ・駐車券をのせ、近隣の方に道路を通らせてもらう気持ちで走行してください。

交通安全指導0の日

こども園ではこどもたちの交通安全意識を高めるため、年に1回の交通安全教室と、毎月交通安全指導日を設定し、安全教育に取り組んでいます。「手をつないで歩く」「手上げ横断」大人がモデルとなっていきましょう！！

上郷こども園駐車場利用についてのお願い

◇駐車場の利用については以下の通りです。

- ◆ 駐車券の利用には、**個人駐車券が必要**となります。駐車券は4月当初に配布、年度末に回収しますので大切に使用してください。
- ◆ 園駐車場は、第1から第4駐車場、家下川駐車場（早朝・延長・乳児・土曜日のみ）になります。
※一番奥の第4駐車場は職員駐車場です。第3駐車場も一部職員が使用します。

〈第1・第2・第3駐車場〉について

- ・【登園時】の入り方は、家下川（こども園）側から左折で入り、ファミリーマート側から来ての右折は禁止です。降園時は、規制しません。
- ・【登園時】8：30～9：00 【降園時】14：30～15：00、行事で使用する時
駐車場から出る際は、薬局『はる』への道を通り抜ける「一方通行」でお願いします。上記以外の時間帯は入ってきた駐車場前のクランク（右の図参照）の方から上郷中学校方面に出てください。道が狭いので、譲り合って事故の無いように各自気を付けてください。
- ・第1駐車場の民家側は「バック駐車禁止」です。次に入る車がとめやすいよう、奥から詰めて駐車してください。
- ・はじめに使われる方はチェーンを外し、チェーンをタイヤで踏まないように支柱側に寄せておいてください。最後に出る方は必ずチェーンをかけてください。

〈家下川駐車場〉について

- ・早朝、延長、乳児、土曜保育を利用される方のみ利用になります。雨天でも同じです。（幼児の早朝保育利用の方は8：30までに車を移動できるようにお願いします）
- ・幼児の方につきましても、8：30～15：00までの急病で早退等の緊急時のみ使用できます。
- ・10：00～13：15までは給食搬入のため、駐車禁止区域があります。
- ・先に保護者の方が降りてから、お子さんを降ろしてください。
- ・フェンスにぶつからないように下がり、歩行者通路を確保してください。

〈西門駐輪場〉について

- ・駐輪場は門前と掲示板前です。道路には止めないでください。

※駐車場内での事故について、園は責任を負いません。

約束事

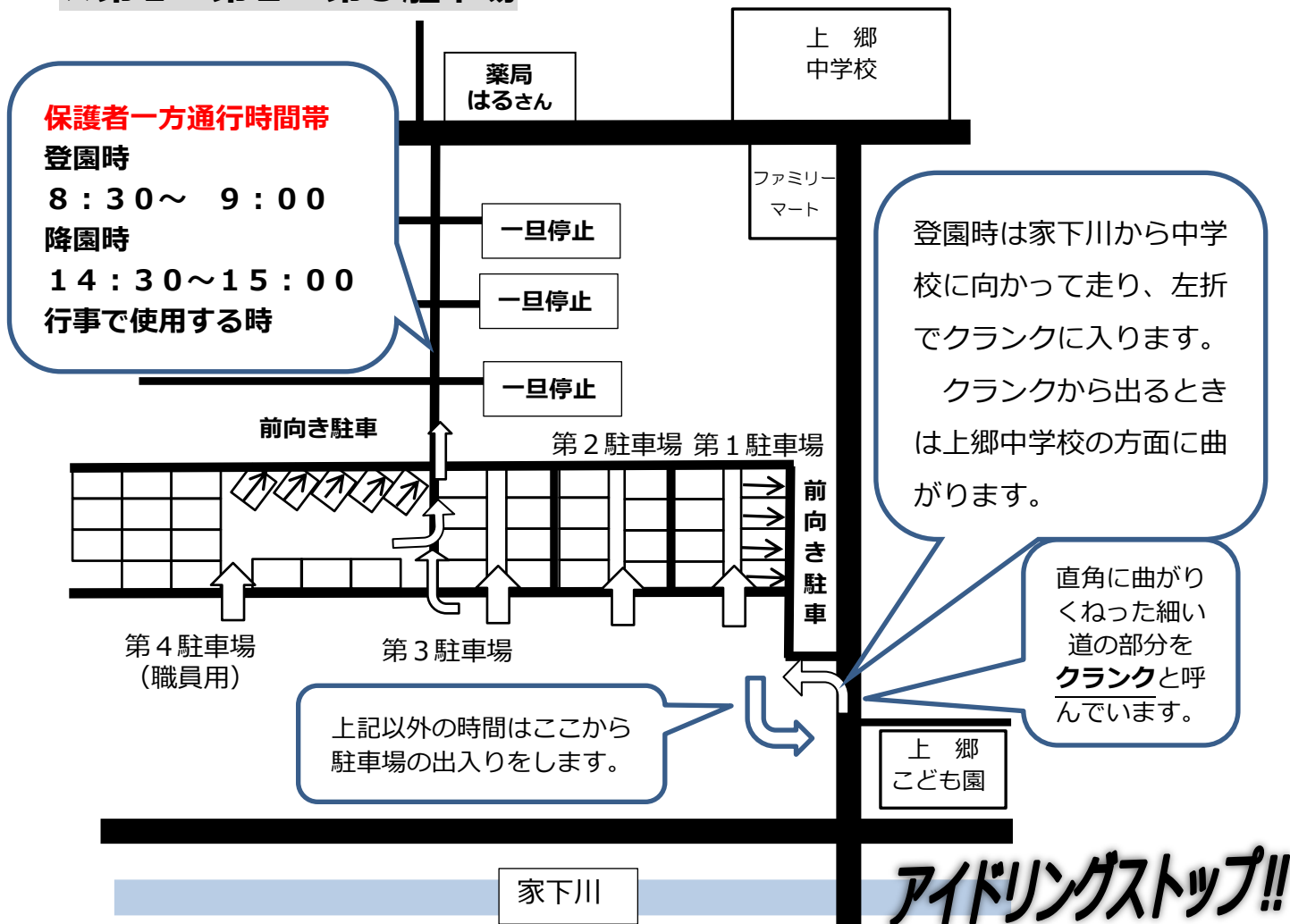
- 一方通行は園のルールなので、近隣の皆様にはこのルールは適用されません。
- 駐車場から道路に出る際、対向車がないかよく確認してから進んでください。
- 一方通行中、自分の前の車が一つ先の交差点を越えたら自分も進み車間距離を取ってください。
- 一方通行中、対向車に気が付いたら、近くの交差点の手前で停止、または右折し、相手の通行を妨げないようにしてください。
- 一方通行時は、時速10キロ以下の低速運転し、必ず交差点3ヶ所で一旦停止しましょう。
- 歩く時は親子で必ず手をつなぎ、お子さんを内側に歩いて歩くようにしましょう。
- 駐車場を含め、近隣の道路では立ち話や大きな声で騒ぎません。速やかに移動しましょう。
- 近隣の方の通行を優先してください。使わせていただいている感謝の気持ちで通りましょう。
- こども1人につき1台チャイルドシートを必ず着用しましょう。

みんなでマナーを守り、気持ちよく使えるようにしましょう！！

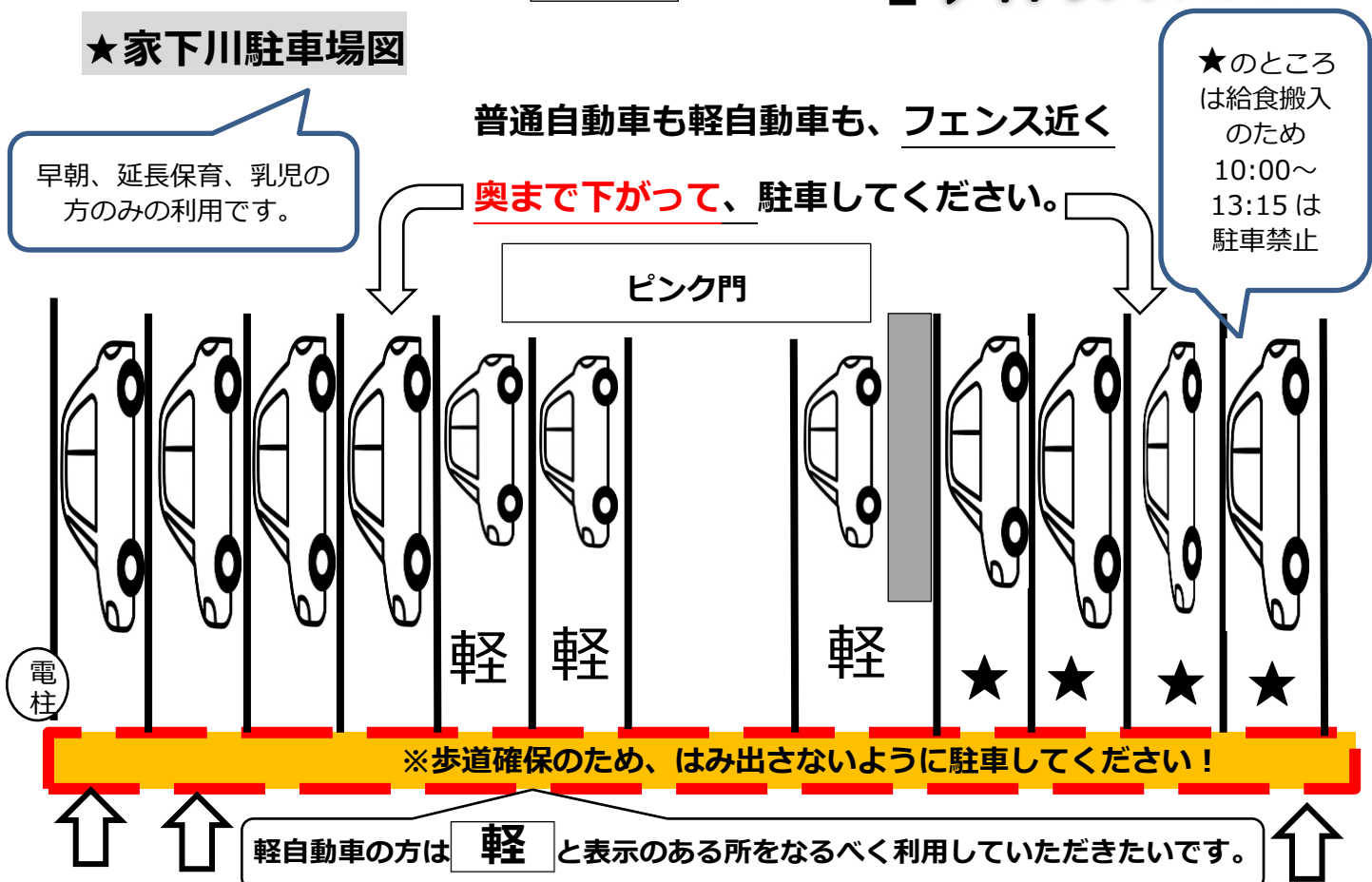
★いつもと違う保護者（祖父母等のご家族）が送迎される場合は利用のルールを必ず伝えていただきますようお願いいたします。

★駐車場などは、園行事時に変更になる場合があります。変更がある時は連絡します。

★第1・第2・第3駐車場



★家下川駐車場図



6 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てたりします。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 幼児の給食はコドモンにて保護者から申請していただく必要があります。毎月1日までに翌月分の給食申請をしてください。変更がある場合は変更日の前週の月までです。申請、変更の詳細は別紙を御覧ください。
- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事することにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日保育は、幼児は弁当になります。乳児は園で用意します。
- 年に5～6回程度弁当日があります。
持ち物等については、「P18（6）弁当の日について」を参照してください。

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園に御相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

- ・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。
- ・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者と相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

7 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

月	行事名	月	行事名
4月	◎入園進級式(10日:新3歳児と幼児 新入園児の保護者のみ参加) ・慣らし保育 新入園児(16日まで) ・六所山野外センター5歳児(22日) ・こどもの日を祝う会(25日)	10月	・こども運動会(14日) ◎運動会(17日、予備日21日) ・上郷中どんぐり拾い(23日) ・秋の遠足(30日) ・内科健診 ・視力検査4歳児
5月	◎保育参加 5歳児 AM(15日) ◎高嶺小学区合同引き渡し訓練 PM (15日) ・交通安全学習センター4、5歳児 (16日) ◎保育参加4歳児 AM/乳児 PM(20日) 3歳児(27日) ・防サイ君地震体験車来園(28日)	11月	・野田味噌見学 5歳児
6月	・プール開き(10日) ・豊田キッズサッカー5歳児(12日) ・歯科健診 ・内科健診 ・視力検査5歳児	12月	・こども発表会(2日) ◎生活発表会(5日) ・もちつき(12日) ・お楽しみ会(19日)
7月	・七夕会(7日) ◎個別懇談会 希望者 (7日～11日)	1月	・新年わくわく会(7日) ◎保育参加 4・5歳児(22日AM) 乳児(22日PM) 3歳児(23日PM) ◎個別懇談会 5歳児全員 (19日～26日) 他年齢は希望者(19日～23日)
8月	夏季休業保育 (7月22日～8月31日)	2月	・豆まき(3日) ◎R8年度入園説明会(20日) ・おこしもの作り(27日)
9月	・プール納め(5日)	3月	・ひなまつり会(3日) ・おもいで遠足 5歳児(6日) ・お別れ会(10日) ◎卒園式 5歳児(23日)
毎週	フッ化物洗口(9月から週1回、5歳児希望者)		
毎月	誕生会、乳児身体測定、避難訓練、交通安全指導0の日		
その他	・幼児身体測定(5月10月) ・交通安全教室 ・不審者対応訓練 ・わくわくABC(5歳児) ・AFCサッカー体験(5歳児…3回 4歳児1回)		

- ・予定ですので、都合により変更になることがあります。
- ・コドモンカレンダーにて御確認ください。詳細はメール等でお知らせします。
- ・◎は保護者参加の行事です。(入園進級式は新3歳児と幼児新入園児保護者のみ参加です)

8 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

早寝・早起き・
朝ごはん・朝うんち

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子をみて、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることができません。

朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

★園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。

(例) 1日3回朝、昼、夕⇒1日2回朝、夕または時間をずらして服用可等

- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

【虫さされ薬の使用について】

園内や散歩先で蚊に刺され、炎症を起こしたり、炎症から伝染性膿痂症(とびび)になったりするケースが多くありますので、蚊に刺された場合のみムヒベビーを使用し、症状の沈静化を図ります。また、絆創膏等の使用にあたっては保護者の方の承諾を得てからになります。

★別紙「園における薬の取り扱いについて」をよく読んで、記入の上御提出ください。

【咳止めテープ・虫よけテープの使用について】

ムヒパッチ、虫よけシール、咳止めシールなど薬液が入っているものはシールに直接名前を書いて貼りつけてきてください。貼ってきたときは保育者に知らせてください。園で取れてしまった場合は再び貼ることができませんので、処分させていただきます。

（６） 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

すくすくの森（すくすくこどもクリニック隣） 豊田市東山町 2-2-9 TEL80-1633

ぴよっこ（豊田厚生病院内） 豊田市浄水町伊保原 500-1 TEL43-5082

ぴーぽらんど（トヨタ記念病院）※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

（７） 園での定期健康診断等について

① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。

（内科、歯科、尿検査、視力検査（年中・年長のみ））

診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。

《園医》（内科）みずの内科クリニック 25-0805

（歯科）すぎやま歯科 21-5161

② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。

③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

（８） 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

＜こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。＞

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 園内の感染症の流行状況から判断した場合

★別紙『検温表』を
御提出ください。

※下痢・嘔吐が24時間以内に2回以上あった場合、解熱後24時間以内である場合は家庭保育をお願いします。

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります（学校保健安全法施行規則 18 条）。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治癒した証明が必要な場合があります（P16 表 1 のとおり）。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。

豊田加茂医師会加盟医療機関に「治癒証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料（証明料）は、豊田市で負担します。

（豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治癒証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。）

- ④ 感染力が非常に強い感染症（インフルエンザ等）については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもありますので、御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がります。発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

(10) 園で汚れた衣服等の取り扱いについて

園では、排泄(大便、小便)や食べこぼし等、生活する中で衣服が汚れることがよくあります。その際、保育者が保育しながら対応にあたっています。安全な保育のためにはできる限り保育者が子どもから目を離さないことが必要です。そのため、十分な時間をかけることができず、衣服の汚れを十分落とさず返すこともあります。また、感染性胃腸炎等の集団感染の原因のひとつとして、保育者の手を介して広がる二次感染があります。下痢便、嘔吐で汚れた衣類の汚れを処理する際に周囲にウイルスが飛び散るのを防ぐために、**汚れた衣類は蓋つきバケツにいれて、そのまま持ち帰っていただきますことを御了承ください。バケツを持ち帰ったら、家庭で塩素消毒をして園にお返しください。**

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R6.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	ほっしん 発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	ほっしん かひか すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	しょうたい 主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間を経過するまで
	伝染性紅斑（りんご病）、とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

（11） 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

9 家庭の協力

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - 車中にこどもを残さないでください。

登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ(コドモン)にて行います。

※詳細は、各園から別途案内させていただきます。御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

(4) 絵本の貸し出しについて

大好きなお家の方に絵本を読んでもらうことはこどもにとって最高の楽しみです。また、幼児期の大切なスキンシップの機会にもなります。こどもが選んだ絵本を**毎日**時間を見つけてひざの中に入れて、ゆっくりと大人が読んであげてください。

【園絵本の貸し出し日等】 ※開始日は、後日連絡します。(年齢により異なります)

	貸出日	返却日	場所
4歳児・5歳児	金曜	月曜	絵本の部屋
3歳児	金曜	月曜	保育室
乳児	※乳児はこどもの様子を見ながら、実施します。		

※登園時に絵本を**おつかい袋**に入れて持ってきてください。

※絵本は落書きしたり、破ったりしないよう大切に扱ってください。

※**絵本を大切に扱いたいのので、必ずおつかい袋に入れて持ち運びましょう。おつかい袋のない時は、別の袋でも構いません。**

落書き・破損してしまった場合は、そのままの状態では保育者に知らせてください。

(5) 園からの連絡、活動記録配信について

たよりや連絡は主に**コドモン**で配信しますので、確認してください。普段子ども達が遊んでいる様子を写真でお知らせする「**活動記録**」、行事等他の年齢の取り組みの様子をお知らせする「**ドキュメンテーション掲示**」、行事予定「**コドモンカレンダー**」など、保護者の方がよりお子さんの園での生活を感じられるように、発信していきます。

乳児は「**個人連絡ノート**」でも、**家庭での様子、園での様子について連絡します。**

(6) 弁当の日について（幼児のみ）

園内の行事や園外保育、その他給食を中止する日は、弁当の日とします。こどもが楽しみにしていますので御協力をお願いします。

- ・持ち物・・・**リュックサック**の中に、おしぼり、敷物、弁当、給食用ナフキン、水筒、ティッシュ、ゴミ袋（園内で食べる時も同様）
- ・デザートでゼリーを付ける場合は、のどに詰まる危険があるため、**こんにゃくゼリーは持って来ないようにしてください。**
2センチ以上のミニトマト、ぶどう、うずらの卵などは4等分に切ってください。
- ・自分で開閉できる弁当箱にしてください。
- ・弁当を入れる袋は巾着袋でも保冷バッグでも良いです。袋の中に、ナフキンを入れてください（食べる時に弁当箱の下に敷きます）。袋は弁当箱がこどもでも出し入れしやすい大きさのものとお願いします。気温が高い時期は保冷剤を入れてきてください。
- ・リュックサックは、こどもの年齢に合わせ、**それぞれ自分で扱いやすいもので、水筒の入る大きさのもの**を用意してください。

おにぎり弁当の時は・・・

おにぎりと**フルーツ**の用意をお願いします。持ち物については、弁当日同様です。

(7) その他のお願い

- ・給食用箸セットは配布します。中学校卒業まで使用しますので大事に扱ってください。
もし、無くしたり折れたりした場合は、以下の店で取り扱っております。

メグリア本店3階家庭用品売り場 28-4811 メグリア若園店 54-7071 まるみや 52-3128 (若林西町)

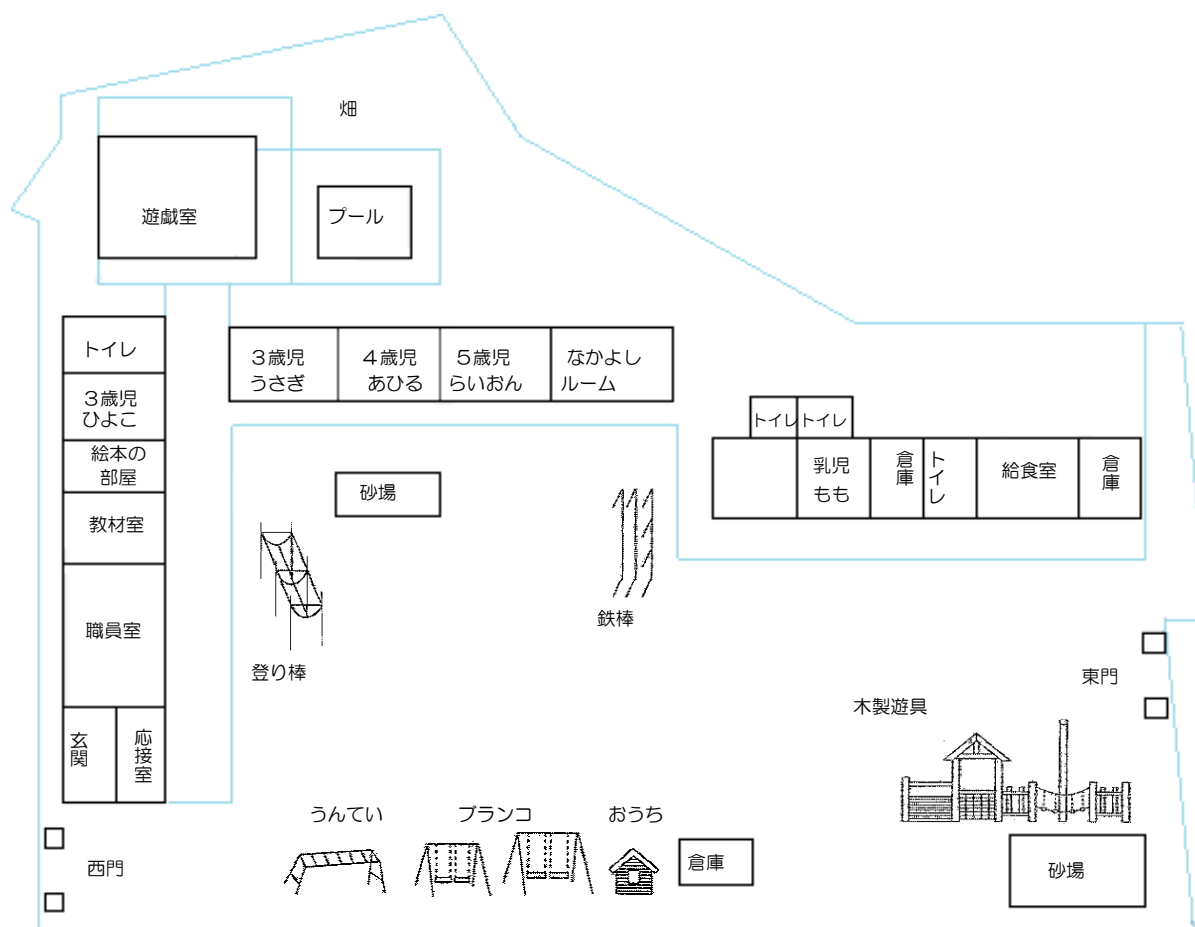
- ・保育参加等、行事の時は、各自で **スリッパ** を御用意ください。
- ・雨天時の傘、カッパなどは、基本的に持ち帰ってください。
- ・手袋は、雪の日以外はお持ち帰りください。
- ・防寒着は、動きやすいものでフードがないものが好ましいです。
フックにかけるための『ち（紐を輪にして）』をつけてください。

10 園舎平面図

R7年度クラス編成

() …帽子のカラー

乳児 (0.1.2 歳児)	3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
もも組	ひよこ組 (黄色)	うさぎ組 (桃色)	あひる組 (黄緑色)	らいおん組 (オレンジ色)



11 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）
- ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

上郷こども園
はここです！

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。
※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

12 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による			延長保育時間【C】 月額			
				(16:00 まで) 1,000 円			
	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額 1,600 円（正午までの園は 800 円）			(17:00 まで) 2,000 円			
				(18:00 まで) 3,000 円			
月額 1,000 円				(19:00 まで) 4,000 円			
←							

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3)【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・ 0～2 歳児 （A～C階層） ・ 3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生 以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

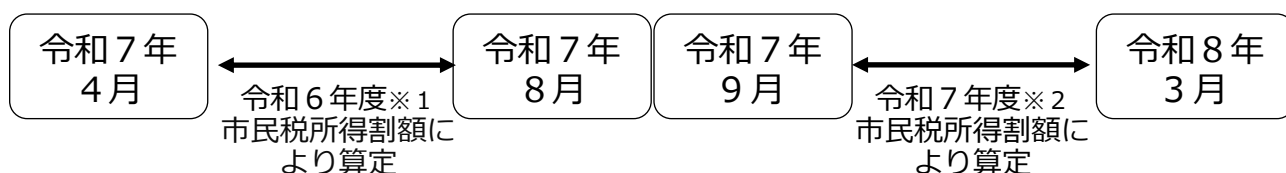
【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第 1 子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第 2 子	D01 以上	半額	半額
第 3 子以降	D01 以上	0 円	0 円

（４）基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年 9 月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9 月分から保育料が変わることがあります。



- ※ 1 令和 6 年度市民税所得割額とは令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日の所得に応じて課税されます。
- ※ 2 令和 7 年度市民税所得割額とは令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

（１）手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

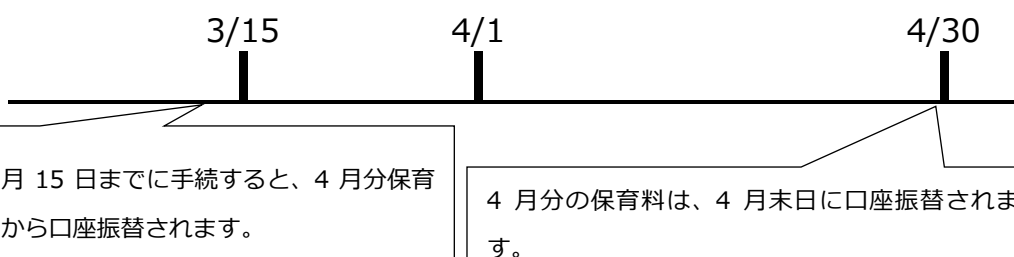
毎月 15 日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

（２）振替日

毎月月末（ただし 12 月は 25 日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。

（例）4 月分保育料から口座振替したい場合



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和7年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない(1号認定)場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用(保育料以外に毎月かかる費用)

以下の支払については、「14 保育支援アプリ(コドモン・エンペイ)の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額） **年額 240 円**

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。



該当ページへの二次元コード→

URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

(3) その他

誕生絵本またはカード、個人用品等、保育活動に必要なものを用意していただきます。

保育料等の未納

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。
詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】・・・基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】・・・基本保育料・延長保育料等

給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。
児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】・・・基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。

なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

1 3 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育 給付認定 変更申請書	要件 証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・ 別居など世帯構成が変わった 場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月 1 日
市外へ転出する場合	－	－	－	○	【期限】退園日の 1 5 日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃 止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受け た場合	○	－	－	－	【期限】変更になった翌月 1 日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後 2 か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	－	－	新しい要件証明書 ※入園要件不要学齢は教育・保育給付 認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、 求職活動開始後 2 か月以内に就労証明 書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更す る場合	○	○	－	－	就労時間・育休期間等全項目の変更に 必要
早朝保育及び春季休業保育等 の申込み、変更及び取消し	－	○	○	－	【期限】利用前月の 2 5 日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業 所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5 歳児が 2 月 2 日以
降に転出する場合は、3 月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御
理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・ 1 月の間（3 1 日以上）連続して欠席したとき。
- ・ 3 月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

14 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

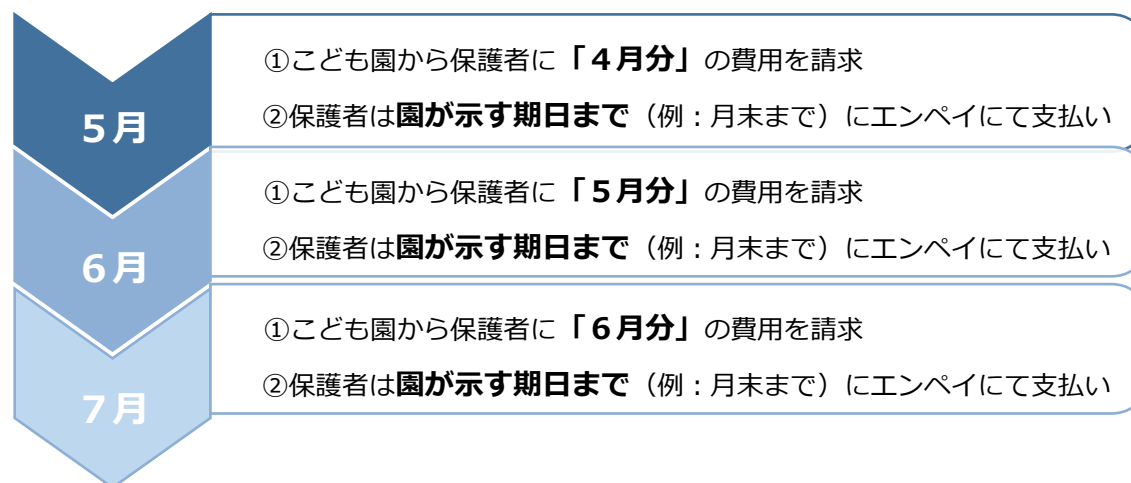
	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うことになりますので、忘れずに登録をお願いします。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



15 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者(BABY JOB 株式会社)と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和6年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

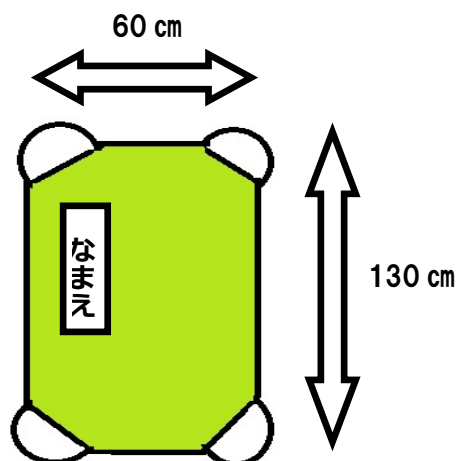
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シーツ 2枚（洗い替え用）

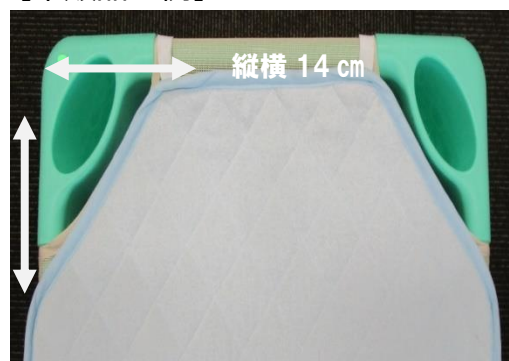


【作成する例】



- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - * 布（タオル地、キルティング地など）
 - * ゴム 4 本（目安：横2～3cm×長さ 35 cmほど）
 - * 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折るを使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください

【市販品の例】



○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布 ※季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



16 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

【個人情報の取り扱いについて】

こども園では氏名、性別、生年月日等保育実施の中で多くの個人情報を保有しています。園では保育の実施に必要な範囲で利用することとし、個人情報保護につとめます。

尚、こうした個人情報の使用を控えたい方は、お申し出ください。対応させていただきます。

★別紙『個人情報の取り扱いについて』(上郷こども園文書)『個人情報に係る同意書について』(保育課文書)を御確認いただき、御提出ください。

同意書はコピーしたものを返却します。卒園時まで保管をお願いします。

- 園内では保育中のこどもの写真撮影はできません。

行事においては、園から撮影についてのお知らせをします。御配慮いただき撮影も可とします。

- 保護者の方も園児の写真、DVD等の取り扱いについては十分ご注意ください。

フェイスブック・ライン・X(旧ツイッター)などに投稿しないようにお願いします。

こどもの生活の基盤は家庭であり、保護者に十分甘えられ、欲求が満たされることで、保護者とこどもの「きずな」ができ、安心した毎日を過ごすことができます。

「三つ子の魂百まで」と昔から言われているように、乳幼児期は一生の基盤が作られる大切な時期です。

こども達一人一人が、よりよい成長・発達をしていくために、こども園と家庭とがお互いに協力し合い、伝え合って保育をしていくことが大切になりますので、御協力をお願いします。

保護者の方がイライラしたり、「早くして」とせきたてたりすると、こどもの気持ちが落ち着かず不安定になりこども園でも十分遊ぶことができません。こどもには、気持ちにゆとりをもって接していきたいものです。

☆毎日の生活で大切にしたいこと☆

◎生活のリズムを大切にしましょう

こどもは、昼間、十分活動し、夜は PM8：00～9：00には寝ましょう。起きるのが遅いとこども園に来てもぼんやりとし、十分に遊びこめません。大人の生活リズムにこどもを合わせないように気をつけましょう。

◎食事を大切にしましょう

朝食は一日の生活をスタートするための必要な活動源です。食事は栄養のバランスを考え、親子で楽しい会話をしながら食べるようにしましょう。

◎触れ合い、スキンシップの時間を大切にしましょう

保護者の方の、仕事の休みの日には、十分に相手になり、触れ合いの機会をもつことを意識するといいいですね。遠出をしなくても、近くの公園を散歩したり一緒にふれあって遊んだりすることで、こどもは満足します。これらの積み重ねがこどもの情緒を安定させるために大切なことです。

◎興味や好奇心からくる行動をまずは見守り、気持ちが満たされるようにしましょう

周りから見るといたずらと思われる行動(タンスの中身を出す、スイッチをいじる)もこどもにとって、興味や好奇心を広げていく遊びであり、まわりを探索しながら生活を広げていきます。安全に留意しながら見守り、危険なこと(危ないこと、してはいけないこと等)をした時は、言葉や表情で気づかせてあげましょう。

◎こどもの甘えは十分受け入れ、心の安定を大切にしましょう。(抱っこ・おんぶ等)

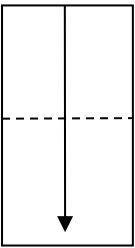
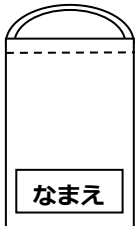
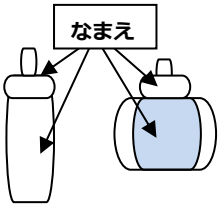
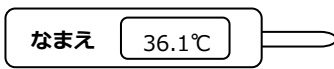
抱っこを要求してきた時は、甘えたい気持ちを受け止め、心の安定が図れるまで抱っこすることが大切です。

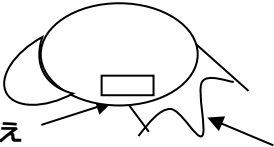
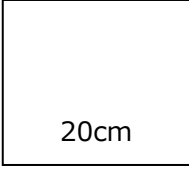
◎褒め、励まし、自分でできる喜びが感じられるようにしましょう

「自分でする」と言って自己主張が強くなります。見守り、自分で出来たことには褒め、励まし、意欲を持たせてあげましょう。自分の思い通りにならなくて不機嫌になるかもしれませんが、でも、どんな自分も受け止めてくれる大人の存在は安心できますね。少し気持ちが治まった頃をみて、気分転換を図っていくようにしましょう。

(1) 入園までに用意していただくもの

0・1・2歳児用

(1)食事用エプロン ※食事の様子を見てエプロンの使用枚数が変わることがあります。	・ 0、1歳児 7～9枚程度 使用枚数3枚(4枚)、タンズ内予備1枚 洗い替え用3枚(4枚) ※()内は延長保育を利用される方 ・ 2歳児 5枚程度 (使用枚数2枚、タンズ内予備1枚、洗い替え用2枚) * 午前のおやつ、延長のおやつ時は使用しません。 * ゴムが伸びたり、汚れたりしたら取り替えてください。 《作り方》 ① 一枚のフェイスタオルを半分に折り、輪にする。 ② 点線を縫う。 ③ 平ゴムを通し、こどもの首に合わせ、ゴムの長さを調節してしぼる。 ④ 名前を白布に(大きめに)縫い付ける。	フェイスタオルを半分に折る。  ①～④の順に作る。  ゴムのみ なまえ 既製のもので、こどもが自分で取り外しができないものは御遠慮ください。
(2)おしぼり (ハンドタオルがよい) サイズ 30cm×30cm 以上のもの	・ 7～9枚程度 使用枚数3枚(4枚) タンズ内予備1枚 洗い替え用3枚(4枚) ※()内は延長保育を利用される方 * 口の周りを拭く時にも使用しますので、汚れたら、きれいなおしぼりに取り替えて下さい。 ・ 名前を白布に(大きめに)縫い付けてください。	 30cm 30cm なまえ
(3)マグマグ・哺乳瓶 乳首 (必要な方のみ)	・ コップで飲めないお子さんのみ必要です。 ・ 清潔な物を毎日持って来てください。園での使用、未使用問わず、毎日持ち帰ります。 ・ 全ての部品一つ一つに名前を記入してください。	 なまえ
(4)オムツ(5～6枚) ※オムツのサブスクを申し込んだ方はいりません。	・ オムツの前側に1枚ずつ記名してください。	
(5)体温計 (個人持ちです)	・ 脇の下で測るタイプの体温計にしてください。 ・ 耳で測るものや婦人体温計は不可 ・ 日中使用しますので、園に置いておきます。	ケース・体温計両方に記名をしてください  なまえ 36.1℃

(6) 帽子	・ 名前は外側に記入 ・ ゴムを必ずつけてください。 ・ 金曜日に持ち帰り、週末に洗濯をして月曜日に持ってきてください。 ・ 半分に畳んで収納しますので、やわらかい素材でおねがいします。	 日差しを避けるための日よけ付きがある方がいいです。
(7) ビニール袋とタオル ・ 手つきビニール袋 → …ロッカーのかごにつけ、使用済みのおしぼりや、エプロンを入れます。 ・ フェイスタオル → ・ キッチンポリ袋 → …おむつかごの中に、50枚入り程度のものを入れておいてください。	・ 繰り返し使えるエコバッグでもよいです。使用後は洗濯し、しっかり乾かして持ってきてください。 ・ 食事中に汚れたり、手洗いの時に濡れたりした衣服も入れます。 ・ 個人の引き出しの中に記名をしたものを予備で5枚程度入れておいてください。 ・ 排泄や泥等で汚れたときに体拭き用として使用します。引き出しに1枚フェイスタオルを入れておいてください。 ・ 排便後のオムツや泥んこ等で汚れた衣服を入れます。 * 園のビニール袋を貸した場合は新しいビニール袋を返却ください。	※ビニール袋はかごにかぶせられる大きさの物を用意して下さい。  
(8) おしり用タオル ※オムツ交換時におしりに敷いて使用します。	・ フェイスタオル 3枚 (使用枚数1枚、タンズ内予備1枚、洗い替え用1枚) ・ 毎日交換して使用します。 * 大きくはっきりとおしり用と記名をしてください。名前のある側におしりをつけます。	 表面に名前を記入
(9) おしり拭き 2袋 ※オムツのサブスクを申し込んだ方は、おしり拭きはいいりません。	・ 1つは予備としてタンズに入れておきます。 ・ 排便時に使用します。	よく見えるところに記名をしてください。
(10) 使い捨てニトリル手袋 1箱	・ 排便時に使用します。 ・ トイレのかごの中に、ジップロックに手袋5セットを入れてください。	よく見えるところに記名をしてください。 使ったら補充をお願いします。
(11) 連絡ノートファイル	・ 園と保護者の方と毎日やり取りするノートです。中に綴じる用紙は園からお渡しします。 ・ 説明会で1枚用紙をお渡しします。登園初日から記入です。	【大きさ】 A4サイズのたて型で 2つ穴のもの

雑巾、またはタオルのご協力をお願いします！！

掃除や消毒に使用します。御協力いただける方は、フェイスタオルを4つ折りにしたものをお願いします。縫う前のバスタオルやフェイスタオルもいただくと園で縫って使用させていただきます。年間を通じて御協力していただくと大変ありがたいです。

(2) 登園について

- お子さんが機嫌よく保護者の方と離れられるよう、時間の余裕をもって登園するようにしましょう。
- 兄弟姉妹がいる場合は、幼児は乳児室に入室できませんので、**幼児を先に受け渡してから**乳児室へ入室してください。
- 欠席をする場合や都合で登園が遅くなる場合には、**9時まで**に連絡を入れてください。
- 保護者の方の勤務が休みの日は、早朝・延長保育、土曜保育の利用はできません。

★登園した時にしていただくこと

①コドモン受付端末にて打刻をする

②靴下を脱いで靴下入れに入れる

③手洗いをしてから部屋に入る

<目的> 抵抗力の弱い乳児なので、外部からの雑菌をもちこまないようにするため、登園したら乳児室の手洗い場で親子とも石鹸で手洗いをしてください。

④検温をする

<目的> お子様の体調を把握するためです。体温は一日の健康のバロメーターです。

- ・デジタル体温計を各自、用意してください。(耳で測るもの、婦人用は不可)
- ・体温計は割れると危険なので、必ず保護者の方が扱ってください。

<測定する手順>

- ① 検温する…わきの下にしっかりつけて測る。
 - ・保護者の方のひざの上で本を読んだり話したりしながら測ってください。
- ② 体温表に体温と状態を記入する。
 - ・体調の悪い時や朝の様子等を受け入れ時の保育者にお伝えください。

<体温について>

- ・警告体温の場合……保護者の方から12時前後にこども園まで、問い合わせの電話をしてください。
- ・降園体温の場合……病児とみなし受け入れができません。保育途中で降園体温に達した場合には、園から連絡をしますので、迎えをお願いします。

⑤『体温計』と『連絡ノート(検温表と家庭の様子)』と手指の爪と一緒に保育者に見せる

- ・手指の爪のチェックをします。長い場合は、その場で切っていただきます。
- ・早朝保育、延長保育は職員の勤務時間の関係上、保育者が交代で保育をします。担当保育者と連絡を密にするため、お子さんの健康状態、家庭での出来事や連絡事項を連絡ノートに毎日記入してください。仕事、家事等でお忙しいと思いますが、よろしくお願いします。
- ・**連絡ノートの記入は家庭でお願いします。**連絡ノートを忘れた場合は園にも用紙がありますので保育者に声をかけてください。

※必要なことは、口頭でもお知らせください。

※連絡はコドモン、連絡ノートなどを通して行いますので、**毎日必ず目を通してください。**

わからないことがある場合は何でもお聞きください。

⑥衣類の始末や点検をする

- ・所定の位置に持ち物の始末をしてください。
- ・予備が入っているか毎日確認し、前日に汚した分は必ず補充をお願いします。

毎日持ってくるもの	必要な枚数（延長保育児）	予備(引き出しにいれるもの)	
食事用エプロン	0・1歳児 3枚（4枚） 2歳児 2枚（2枚）	シャツ（肌着）	2枚
おしぼり	3枚（4枚）	オムツ・パンツ	必要数
使用済みおしぼり袋	1枚【かごにセット】	衣服一式（季節に合わせる）	2組
おしり用タオル	1枚	靴下	2組
オムツ	・使用枚数は連絡しません。 毎日確認し、常に5～6枚はオムツかごに入れておいてください。 ・オムツのサブスク利用者は補充の必要はありません。	持ち手付きビニール袋 (記名してください)	5枚
連絡ノート	こどもさんの健康状態、家庭での出来事や連絡事項を毎日記入してください。	キッチンポリ袋	1袋
		給食用エプロン	1枚
		おしぼり	1袋
		おしり拭き	1袋
		おしり用タオル	1箱
		使い捨てニトリル手袋	1箱
		フェイスタオル（体拭き用）	1枚

⑦排泄を確認する

- ・オムツが濡れていないか、必ず見てください。
- ・オムツをしていない子も一度トイレに連れて行ってください。

（３）降園時にしていただくこと

- ① お迎えの方は入室前に、石鹸で手を洗う。
- ② 汚物、各自の持ち物の始末と持ち物の整理点検をする。
- ③ トイレバケツ（使用した方のみ）を消毒する。
- ④ 連絡ノートを持ち帰る。
- ⑤ コドモン受付端末にて打刻をする。

（４）服装について

- 日中の気温に合わせた服装をお願いします。ヒートテックや裏起毛、フリース素材は、汗を吸いにくく乳児の肌には刺激が強いため、直接肌に触れる物は綿素材の物をおすすめします。
- こどもが着脱しやすいサイズの合ったもので、毎日洗濯したものを着せてください。
- 上着はゆったりしたもので、こどもが着脱しやすいもの、前開き又はかぶり服を着せるようにしてください。
- 靴下を履いていると滑りやすいので、園では脱いで生活します。
- 靴は自分で履きやすく、歩きやすいもので、足に合った運動靴（サンダル・クロックス不可）にしましょう。（柔らかいゴム底のものがよい。名前を記入してください。）
- 衣服の着脱やトイレトレーニングをしますので、ズボンはウエストがゴムのもので、自分で上げ下げ出来るものがよく、オーバーオールやサスペンダーは好ましくありません。便器の中に裾が入ってしまうためロンパースは不可。
- 防寒着は動きやすいものでフードがないものをお願いします。
- ヘアピンは落として踏んだり、口に入れたりする可能性があるため、御遠慮ください。

（５）昼寝について

- 詳しくは入園のしおり P29「お昼寝ベッドについて」で確認をおねがいします。
 - * 月曜日にベッドシート、タオルケット、毛布等一式を袋から出して、各自のロッカーに置いてください。袋は持ち帰るかロッカーの引き出しに入れておいてください。
 - * 金曜日には使用したものをロッカーに置いておきます。洗濯をして、月曜日にまた持ってきてください。

（６）記名について

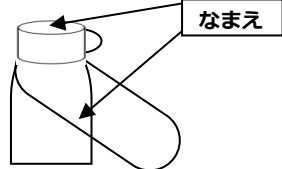
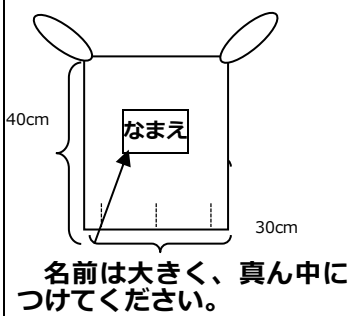
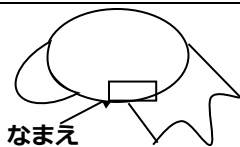
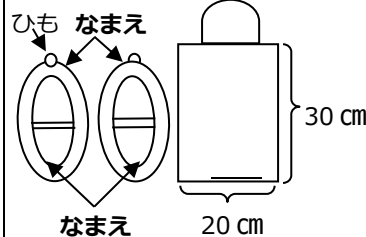
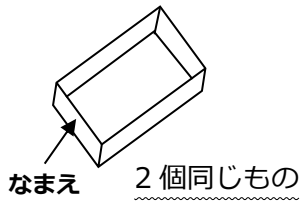
- 名前は見やすい位置に大きく書いてください。
- おしぼりなど、名前がうすくなったり、消えたり、買い替えたりした物にも必ず記名してください。オムツにも一枚ずつ前面に記名をしてください（オムツのサブスク利用者は必要ありません）。
- エプロンやタオルなど毎日使うものは、白布に名前を書いて縫い付けると消えにくくわかりやすいです。

★おねがい★

家庭の都合や仕事の都合等で、その日の連絡先の電話番号や連絡順が変わった場合は、必ず登園時に御連絡ください。また、携帯番号や職場の連絡先が変わった場合もお知らせください。

(1)入園までに用意していただくもの

コップ	・名前は、裏（底）や側面に消えないように記入（油性の黒マジックで書く/はがれにくい名前シール等） ※毎日洗い、名前が消えていないか確認の上、持たせてください。 ※底の安定した割れにくい材質で、<u>手のついているもの</u>を用意してください。 ※牛乳は一人分 140 ml です。200 ml 位の大きさ。	
コップ袋	・出し入れしやすいように、ゆとりのある大きさにしてください。 ・毎日洗い、清潔なものを持たせてください。	
手拭きハンカチ	・給食前の手洗い後に手を拭き、食事中的口拭きとして使います。 ・20cm 四方より小さめのタオル地が適しています。 ※毎日洗い、清潔なものを <u>コップ袋に入れて</u> ください。	
ナフキン	・名前は白布に書き、縫い付けてください。（2～3枚用意） ※毎日洗って清潔な物を持たせてください。 ※市販の物を使用する時は規定サイズに合わせて周りを縫ってください。大きいと机のサイズに合わないの、必ず規定サイズをお願いします。	
箸セット	・個人用として市より支給されます。 ・ケース、箸、スプーン、フォーク、一つ一つに名前を記入してください。（油性の黒マジックやはがれにくい名前シール等） ・3歳児は給食に慣れるまで、スプーンとフォークを使用します。箸は御家庭で保管をお願いします。 ※時々、名前が消えていないか確認してください。 ※かばんの中に入れ方は、一番下に給食袋を入れ、その上にコップ袋を入れてください。	
給食袋	・<u>箸セット、ナフキンを入れます。</u> ※出し入れがしやすいようにゆとりのある大きさにしてください。 ※薄手の布地が扱いやすいです。（キルティング等の厚手の布は避けてください）	
ハンカチとティッシュ	・吸水性のよいタオル地のハンカチを <u>ポケット</u> に毎日入れてください。自分で畳めるサイズの物をお願いします。 ・ティッシュはポケットから落ちやすいので、布製のティッシュケース に入れる等工夫してください。 ※ハンカチ・ティッシュ・布製のティッシュケースは 必ず名前を記入してください。 ※ポシェット型でもいいです。	
おつかい袋	・貸し出し絵本、園で作った作品、紐を取り外した水筒等を入れて持ち帰るのに使用します。 ・キルティング地のような厚手の布が適しています。（縦 30cm、横 40cm くらいはあります） ・<u>毎日必ず持って来てください。</u>	

水筒	・毎日おつかい袋に入れて持ってきてください。 ・コップ付きのものを用意してください。 (直接飲むタイプのは不可) ・縦置きしますので、なまえはコップの上にも記入してください。 ・紐は園外に行く時のみ使用します。普段は自宅で保管しておいてください。	
着替え袋	・下着・シャツ・上着・ズボン・靴下・手拭き用ハンカチ・タオル（体を拭くために1枚）など一式入れてください。(すべてに名前をはっきり記入) ・使用して持ち帰った時は翌日必ず補充してください。 ・汚れた衣服を入れるための、持ち手付きビニール袋1セット(26cm×45cmくらいの大きさ、10枚ほど入っているもの)を袋の中に入れておいてください。 (こどもの状態に合わせて必要な方は、多めに入れてください) ※巾着型が使い易いです。厚地の布は紐の開け閉めがしにくいいため、キルティング地のものは避けてください。	
クラス帽子	・名前はネームタグに記入。 ※汗をかいたり、砂がついたりして汚れますので、週に1度は洗濯をしてください。園では、カラーと白の両面を使用します。こどもさんがわかる程度の目印マークをつけるといいです。	
シューズとシューズ袋	・毎週金曜日に持ち帰りますので、きれいに洗って月曜日に持って来てください。 ・名前は甲の部分と後ろ、2ヶ所に記入してください。 ※左右がわからないお子さんについては左右合わせて一つの絵、または印を付けていただくと分かりやすいです。 ※シューズを履くことに慣れるまで、かかとを引っ張りやすくする為、ひも等をつけると良いです。 ・シューズ袋の名前は外側に記入してください。	
道具箱	・ロッカーの中に入れ、道具箱として使用します。(ペン、のり、クレパスなどを入れます) (縦35cm 横26cm 深さ8cm 位のA4用サイズのプラスチックのかご) ・かごの側面(26cm)の外側に名前を記入。 ・重なるように、同じものを2個用意してください。 ※もう1つは身体測定やプールの時に着替えを入れるかごとして使います。	
体操服又は 白のTシャツ ・ 体操ズボン	・上は白のTシャツとします。少しの柄や絵があってもいいです。 ※移行期間なので、今まで購入をお願いしていた体操服をもっている方は利用していただいてもいいです。 ・下は体操ズボンの購入をお願いします。(P.幼-3 参照) ◎必ず内側に名前を分かるように、記入してください。	

雑巾、またはタオルの御協力をお願いします！！

掃除や消毒に使用します。御協力いただける方は、フェイスタオルを4つ折りにしたものをお願いします。縫う前のバスタオルやフェイスタオルもいただけると園で縫って使用させていただきます。年間を通じて御協力いただけると大変ありがたいです。

(2)保育用品について

1. こども園からお渡しするもの

- ・名札（4月のみ園用をつけます。登園時つけて、降園時はずしていきます）
- ・箸セット
- ・透明ファイル（配布物がある時に持ち帰ります。翌日に必ず園に返却してください）

2. 個人で用意していただくもの 対象外です。

用 品 名	価 格	業 者	対 象			
			3 歳児	4 歳児	5 歳児	乳児
★通園カバン	3000 円	さかい				
★体操ズボン	1850 円	ふくた				
クラスカラー帽子	960 円	ひかりのくに				
クレパス 16 色	800 円					
はさみ	390 円					
水性マジック 12 色	1250 円					
缶入り色鉛筆	880 円					
★油性ペン マッキー 8 色または 12 色セット (太細ツイン)	1320 ~1980 円程度	杉屋事務器 参考価格				
○誕生日絵本(幼児用)	430 円	こどものとも				
○誕生カード(乳児用)	300 円					

★印は、個人で販売店に行ってください、購入をお願いします。

通園カバン・・・チャームショップ「さかい」 上郷町 4-3-9 ☎21-0048

体操服ズボン・・・・・・・・洋品の「ふくた」 畝部西町伊勢神 46-1 ☎21-3939

油性ペン マッキー（5歳児のみ）

8 色または 12 色（太細ツイン）・・・・杉屋事務器 他

若林西町西山 15 ☎52-3736

○印の誕生日絵本、誕生カードは園で一括購入し、保管させていただきます。 誕生月になりましたら、お渡しします。

- ・保育の中で使用する用品は、4 月に入ってから希望を取ります。その後の注文になりますので、御了承ください。
- ・家庭で使用しているものを使用、自分で購入する等でもいいです。
- ・用品代金は、注文後、5 月の「エンペイ」で支払いになります。
- ・そのほか保育教材として購入していただきたいものがあります。その都度お知らせいたします。（年間合わせて 1000 円程度の予定）

(3) 持ち物について

- ① コップ袋の中にコップと手拭きハンカチ（給食用）、給食袋の中に給食用ナフキン、箸セツトを毎日かばんの中に入れて持ってきてください。下線の物は毎日洗ってください。
- ② 必要品以外（菓子、おもちゃ、キーホルダー等）は持たせないようにしましょう。
- ③ かばんやおつかい袋の中は保護者の方が毎日見てください。
- ④ かばんに目印でつけるキーホルダー、お守りなどは、1つにしてください。（音が出るものの光る物は、避けてください）ピンバッチは危険なのでつけないようにしましょう。
- ⑤ 水筒は、年間を通して使います。園内で使用する時は、紐は外し、おつかい袋に入れてきてください。園外保育時等、紐が必要な時は園より連絡します。また、水筒は衛生面と適量を飲むことを知らせるため、ふたがコップになるものを御用意ください。うがいにも使用します。お子さんに合った大きさでお願いします。**中身はお茶または水のみです。**

(4) 昼寝について

R5年度よりお昼寝ベッドが導入されました。

詳しくは入園のしおり **P29「お昼寝ベッドについて」**で確認をおねがいします。

* 3歳児は、慣らし保育後より昼寝を開始し、終了時期はこどもの様子で決定します。

* 【セットの手順】 ベッドは「遊戯室」にあります。

- ① 月曜日登園時にベッドにシーツをかける。袋は持ち帰る。
- ② 台車にのせる。（クラス毎にあります）
- ③ 金曜日にシーツを外して持ち帰る。ベッドはそのままにしておく。

* ベッドシーツ、タオルケット、毛布等は1週間使用したら、金曜日に持ち帰ります。洗濯をして、月曜日に持ってきてください。

* 4. 5歳児は、土曜日保育、夏季休業保育を利用する子は昼寝をします。

お昼寝ベッドは使用しません。ござを重ねた上に寝ますので、3歳児と同じようにシーツやタオルケットでも構いません。布団がある方は、使用できます。

(5) 服装について

- ① 名札は個人情報保護のため、園外では使用しません。登園したら、左胸に付け、帰るときは園に置いていきます。名札は園用の貸し出しです。
- ② 身に付けるものや持ち物には全て名前をはっきりと書きましょう。
- ③ 清潔で活動しやすいものを着せましょう。ハンカチ、ティッシュを入れるのにポケットのある服が望ましいです。（ポケットのない衣服の時のみポシェットに入れてください。）
- ④ 一人で着脱しやすく大小便のしやすいもの動きやすいもの（フードがないもの）を着せましょう。
- ⑤ 靴は子どもの足に合った運動靴にしましょう。
- ⑥ 遠足や運動会などに体操服または白いTシャツ・体操ズボンを着用します。（日常の保育時にも使用可能です）
- ⑦ 水遊び時に水着を着用します。基本的に自由ですが、一人で着脱しやすいもの、女兒はワンピースタイプのものにしてください。プール内で、紫外線予防に上着を着たい方は、ラッシュガード等でフードのないものにしてください。
- ⑧ 着替え用衣服は、着替え袋に入れて園に置きます。季節に合わせ入替えをお願いします。

こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学 齢	入園要件 が必要な学 齢	保育時間	土曜日 保育実 施	春・夏季 休業保 育実施	認可等
豊田	1	朝 日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井 上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊 保	保見町榎堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅 坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永 新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大 畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大 林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上 郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	キッズハウスとよた	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越 戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒 場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳 母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄 光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住 吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青 松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高 橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高 美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹 村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中 央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺 部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東 海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透 成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースリーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 敷	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保

地区	No	園 名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
藤岡	81	飯 野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	82	石 畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	83	木 瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	84	中 山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
小原	86	大 草	小原町北洞 268-2	65-2045	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	87	道 慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	89	大 蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	90	則 定	則定町前田 5	63-2051	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	91	冷 田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
下山	92	大 沼	大沼町船橋 21	90-3021	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	93	東 部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5 歳児	—	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
旭	94	小 渡	下切町下切 10	68-2766	3-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	95	杉 本	杉本町三斗成 36	68-2701	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
稲武	96	稲 武	武節町神田 96-1	82-2025	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保